

環境省行政事業レビュー（公開プロセス）

開催日時： 平成22年6月9日（水）

事業番号： 3

項目名： 山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助

出席者

評価者： 赤井伸郎（大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授）
市川真一（クレディ・スイス証券(株) チーフ・マーケット・ストラテジスト）
稲垣隆司（前愛知県副知事）
熊谷哲（京都府議会議員）
伊永隆史（首都大学東京都市教養学部教授）
関正雄（(株)損害保険ジャパン理事CSR統括部長）
高岡美佳（立教大学経営学部教授）
新美育文（明治大学法学部教授）

（は、コーディネーター）

説明者： 環境省 南川官房長
自然環境局国立公園課 上杉国立公園課長 他

午後 1時14分 再開

熊谷委員（コーディネーター） それでは、環境省の行政事業レビュー公開プロセスの午後の作業を再開をさせていただきます、本日3つ目の「山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助」について始めさせていただきます。

ご説明を5分程度でよろしくお願いいたします。

説明者（環境省） 担当しております、国立公園課長の上杉と申します。よろしくお願いいたします。

北アルプスや南アルプスなど、山岳地域については国立公園等に指定をされておりまして、多くの登山者を迎えております。こういう山を利用するには、山小屋に泊まりながら縦走等をするという利用がされているわけですが、山小屋は一般的に営業で人を泊めるといっただけではなくて、そこを通過する人のトイレとか、飲料水の提供、あるいは天候が急変したとき、あるいは急病人が出たときの避難場所や救護の場所などとしても使われておりまして、単なる営業施設ではなくて、大変公共的な役割も担っている施設になっております。近年は中高年の登山者を中心に登山客もふえている状況にございまして、こういう登山客がトイレ等をすることによって、周辺の環境に大変負荷が生じているという状況にございます。

これは、平成11年の時点での富士山の状況でございますけれども、適切なトイレの処理がされないと、こういうふうにトイレトペーパーの垂れ流し状態という形になっておりまして、大変環境への影響が大きい状況が生じておりました。今回ご説明する事業による補助事業によりまして、富士山すべての山小屋で、こういうトイレが整備をされて、こういう垂れ流しの状況が全く改善をしたというものでございます。トイレが整備されませんと、山の途中途中で、こういうふうに排泄物が勝手にされてしまうという状況が起こりやすい。そういう状況でもございます。

山小屋の民間の小規模な事業体、あるいは個人で経営されているものが大変多くございまして、大変こういう老朽化して建て直しが必要、あるいはトイレ等も全く整備されていない、そういう施設がまだまだたくさんある状況にございます。こういうトイレの整備をするということの必要性ということでございますが、ただ、大変問題がありまして、山の上でございますので車道が通っていない、電気も通っていない、そういう大変条件が不利な場所がございます。整備をするに当たっては、こういうヘリを使って空輸をすると大変コストがかかる、そういう整備の必要な施設になってございます。

また、これトイレだけではございまして、例えばこういう救護施設なども補助事業の対象にしておりますし、それから整備をしたトイレについては、利用者からお金をもらって維持管理費に充てるという取り組みもしているところでございます。

事業シートの方に戻っていただきまして、実施の状況についてご説明をいたしますが、裏の18ページの方を見ていただきたいと思います。

この事業は、県を通じた間接的な補助事業という形になってございまして、21年度の事業で申しますと、環境省の補助金額が1億2,900万円でございますが、一番左にある、まずBの雷鳥荘、それからCの個人事業者、これが、それぞれ山小屋を2件ずつ所有して、それぞれについて対象としたということでございますが、富山県を通じて、それぞれの個人の事業者の間接的に補助をしているというものでございます。中のD、長野県についても同じように、間接的に3つの事業者、3つの小屋、山小屋関係に補助金が行っている。それから一番右が、H岩手県、これは県が実施をしている避難小屋でございまして、民間事業者ではなくて県に対する補助事業という形になってございます。

17ページのレビューシートに、ちょっと戻っていただきまして、自己点検でございますけれども、事業の採択については関係都道府県を通じましてヒアリングをし、事業実施の必要性ですとか、あるいは有効性を聴取をした上で事業採択を決定をしているということでござ

います。また、支出先あるいは用途につきましては、補助金の交付要綱あるいは実施要綱、これに基づきまして、補助金の金額の確定時には領収書等の提出を求めまして、用途についてかちっと把握をしながら補助金の交付をしている状況でございます。

見直しの余地でございますけれども、全国の山小屋監視も完全把握できておりませんが、山岳地域を中心に我々が調べたところでは、約300件くらい山小屋がありますけれども、そのうちの200件程度については条件がある程度不利で、こういう補助金の対象になり得るだろうという施設がございまして、平成11年度から、この事業を実施しておりまして、今まで、その半分、100件について事業の実施が終わっているという状況でございます。ただ、最近、やはり中高年者あるいは若い女性なども含めて登山者が非常にふえている状況もございまして、残された山小屋の登山者対応という意味からも、引き続きトイレ等の整備について事業を実施していく必要性が高いのではないかとというふうに我々としては考えているところでございます。

以上で、ご説明を終わりたいと思います。

熊谷委員（コーディネーター） それでは、官房長から論点をお示しいたします。

南川官房長 大きく2つ論点があると思います。一つは、10年間続いてきた事業でございまして、必要なところについては相当程度改修が進んで改善したのではないかとというふうに思われます。したがって、これまで10年間の事業の効果を厳しく評価して、事業自身の必要性、あり方、それについて見直す時期に来ているというふうに考えられます。

それから2点目でございますが、山小屋の多くは民間事業者によるものでございます。したがって、こうした事業については、基本的には各事業者みずからの負担で取り組むべきではないかと。国が支援をする必要性について、その見直しが必要ではないかと、そういうふうに考えます。

熊谷委員（コーディネーター） それでは、ご議論をお願いいたします。

赤井委員 まず始めに、ちょっと状況をお聞きしたいのですけれども、これは国がやるべきか、多分、そういう施設をつくるということに皆さん異議はないと思うのですけれども、だれが費用を負担するのかというところに論点があると思うのですけれども、まず実態把握として、全国に幾つの山小屋があつて、そのうち、その実態として幾つが適合していて、残り幾つが今後改修の余地があるのか。あと、この事業で何年かかって、どのぐらいのものを改修してきたのか。どんどん悪くなる、今後悪くなるような予測も多分あると思うのですけれども、将来的に、あとどのようなペースでやっていくのか、どのぐらい必要なのか、その

あたりの、現在お持ちの情報を教えていただけますか。

説明者（環境省） 全国で、我々が把握している範囲では、山小屋、約300件程度ございまして、そのうち、ある程度条件が不利で、本事業の対象にし得るであろう、本事業として対象にした方がいいだろうというのが約200件くらいございます。そのうち、今まで10年間で100件実施済みでございまして、そういう意味で、あと残り100件分について引き続き整備をしていく必要があるだろうというふうに考えております。

赤井委員 一つ確認ですけれども、不利地域というのは、どういうふうに定義されているのですか。

説明者（環境省） 一つは、車道がまず通っていないわけですね。山の上ということで、資材を運んだり、あるいは工事関係者が行くのに大変余分にコストがかかるような場所、あるいは電気等も行っていないので、普通のトイレではなくて、こういう山岳地の大変気温が低いたとか、あるいは土壌が大変少ないだとか、そういう場所で処理できるような、ある意味でいうと普通のトイレよりコストがかかるようなトイレ施設を整備しなければいけない、そういう場所について対象にしていくことが必要だろうと。

赤井委員 もう一つだけ。200個必要で100個が済んでいるということですが、その100個というのは、どういう優先順位で、これは手を挙げればということでしょうか。それとも、本当に緊急なところを選んでいるのでしょうか。

説明者（環境省） 民間の施設、小屋については、個人あるいは零細の企業がやっているのが9割ぐらいで、残り1割が地方公共団体が整備しているものという割合になっております。民間の施設なものですから、これ半額補助ということで、残りの半額分は自己負担、これは、大概是銀行とかで融資を受けてということになっているのですけれども、そういう意味では、それぞれの個別の小屋の自分たちの経営上の優先順位みたいなことも、もちろん含めて、いつ融資を受けられるかと、そういうことで手を挙げていただくという仕組みになっております。今までの状況で申しますと、毎年採択よりは若干多い件数で要望がありまして、毎年個数を絞り込んで実施をしてきているという状況でございます。

伊永委員 二面性があって、よくわからないので教えていただきたいのですが、そもそも環境省としては、観光面を推進して、トイレによって観光面を推進したいのか。それとも、山の景観がだめになるのを保護したいのか。恐らく、その両方が欲しいのだと思いますが、それをどのようにマッチングして政策にしていこうとしておられるのか、ちょっとそこがわかりにくいのですが。

説明者（環境省） 国立公園等のもとなっているのが、自然公園法という法律がございます。この法律の目的が、こういうすぐれた自然の風景地の保護と利用ということで、やはり両面を見ている形になってございます。こういう登山道ですとか、あるいは山小屋については、そういう国立公園の利用をもちろん促進する面もあるのですけれども、適切な場所に道を引いて、適切な場所に公園をつくらないと、例えば湿原のど真ん中を自由に歩けるようにしてしまえば破壊されてしまいますので、そういう意味で計画的に、この場所に歩道をつくっていいだろう、ただし歩道をつくる場合には、こういうふうにつくっていいこうということで、そういう環境影響をできるだけ抑えた形で、ただしすばらしい自然を皆さんに知っていただくという、そういう場の提供も合わせてやる。そういう観点で厳しくチェックをしながら、問題のないような形で事業を進めるようなことを取り組んでおります。

伊永委員 とはいっても、やはり観光したいと、シニアの方を中心に、すごい人口がふえているのだらうと思いますが、予測を超えてトイレが間に合わない、あるいはトイレ以外で用を足す人が、結果的に最悪なのですが、この辺の、トイレ以外で用を足さない人が出ないようにするためには、まだまだもっと政策的に足りないような気もしますが、そのあたりはどう進めていかれるのですか。

説明者（環境省） 今回の事業自体は、山小屋に着目をして、山小屋が、ある意味いろいろな登山利用者の拠点の一つということで、その、特に条件が不利な部分について公的に補助をすることできちとした環境汚染対策がとれるようにしようという趣旨でございますが、例えば富士山などでいいますと、大変人、登山者がふえていまして、山小屋だけで処理し切れない部分がございます。その部分は、どうしても必然的にやらざるを得ないということで、国が直接トイレの整備等もやっている部分もございます。例えば山頂部に環境省が直轄でトイレの整備をしているのですけれども、そういう意味で、どうしても足りないところは公に出ざるを得ない部分もあるし、ただし普通の登山道で見れば、山小屋が大概是拠点になって、そこでトイレ等を済ませていただけるということなので、山小屋に着目して、そこで処理が果たされるようにしていこうという形で考えております。

伊永委員 大体趣旨はわかりましたが、やはり、山小屋というのは完全な民間ですから、ここに国費を投入するというのが、2分の1といえども、やはりわかりづらいと。わかりやすくするために伺いするのですが、設置後は利用料で賄っているということなのですが、どの程度上がっているか、利用料の状況はつかんでおられるのでしょうか。

説明者（環境省） 個別の山小屋の、例えば宿泊数等については一応報告をもらうことに

なっておりますので、ある程度把握をしております。もちろん、宿泊者だけではなくて、通過する方、トイレだけ使う方もおりますので、すべてが把握し切れているわけではないと思いますけれども、トイレの維持管理費については国費は一切出しておりませんので、そういう意味では、メンテナンス部分については自前でやっていただいていると。

伊永委員 お伺いしたいのは、利用料は、その後のメンテナンスも含めて適正な料金で行われているのか。もう少し余裕があるようなら、わざわざ設置時に国が国費を出す必要があったのか。それは、多少借金が、設置者からすればふえますけれども、最終的に利用料で賄っていきることができたのではないかと、そういうちゃんとした計算をしておられるのかというのを聞きたいのです。

説明者（環境省） そこまでの厳密な計算は、実はしておりません。もちろん、山小屋の経営の中身まで全部、我々もチェックをしているわけではないという状況でございますけれども、公的に補助をしている部分は、なぜかというところに関して言いますと、通常、例えば都市部でつくるホテルなどのトイレに比べれば、明らかに条件が不利な分、大変コストがかかっている。そういうことをしなければ、垂れ流しのままで、なかなか着手してもらえないと。そういうことから、やはり環境汚染が大変重視されなければいけない。特に山の上の方は脆弱な自然で壊れやすいものですから、どうしても、そういうインセンティブを与えていくという観点から、こういう事業をお世話していると。

伊永委員 それでは最後の質問にしますが、登山者がふえたとはいっても、この件で受益を受ける方は、全国民からすれば一部の人に過ぎない。その人たちが楽しみのために山に行くのに対して、国民全体の税金をなぜ投入しなければならないのかという視点ではどうでしょうか。

説明者（環境省） 国立公園は、国民全体の宝になるようなものでもございます。いろいろな、どなたでも本来的には利用できる場所でございます。そういう国民の全体の宝をしっかり守っていくと、そういう環境保全上必要な部分について、国としてどんな形で、そういう、例えばトイレの整備が進むのかという観点から、こういう事業を実施したいというように考えているところです。

伊永委員 いや、国立公園とおっしゃいましたが、国立公園等ですね。国定公園や都道府県の公園も入っておりますよね。そういう視点から言われると、少し今の自然公園法だけでは説明がつかないのです。

説明者（環境省） 自然公園法の体系下にあるものを一応対象にしておりまして、国立国

定公園と都道府県立自然公園、これ全部自然公園法の体系下。

伊永委員 でも、一地域の利便性に対して全体で見ているということには変わらないように思います。

説明者（環境省） 山岳地域の自然は、もちろん自然公園として、それぞれの地域の特性に応じて国立になったり国定になったりというのはもちろんあるわけですが、山岳地域の特性ということを考えて、環境保全をする必要性というのを我々としては着目していると。

市川委員 違うことをお伺いしようと思ったのですが、今の説明は、ちょっとおかしいですね。国立公園というのは、あくまで国が指定したものであって、国定公園というのは、都道府県が指定していただきたいということで、本来都道府県が管理、地域を管理しているもの。これを法的に国が国定公園としたものですから、そういう意味では、伊永先生のご質問に重ねれば、国立公園と国定公園というのは、本来管理者たるべき人というのは全く法的に違う立て方になっているわけですね。ですから、そこは、今のご説明は、ちょっと、かなり矛盾があるのではないかと。納得がいかない部分があるのではないかと思うのですけれども。

説明者（環境省） 今のご指摘のとおり、国定公園は国が指定をし、管理は都道府県がやっているということでございますし、都道府県立自然公園は都道府県が指定をして都道府県が管理をする、そういうことになっております。ただ、この山岳部の特殊な状況のところ、なかなかインセンティブが働きにくいという中で、我々としては三種類とも対象にして事業をやってきたと。

市川委員 伊永先生のご質問を、もう一回ちょっと確認したいのですが、山岳地帯の景観を守る、これは国民全体としてコストを負担しなければいけない部分だと思うのですね。それに対して、例えば、私が税金を払っているものから使っていただく、これはやはり日本のあるべき自然を守る大事なことだと思っています。ただ、本来、では山がなぜ汚れているのかということを考えていただくと、そこには登山をされる方がいて、登山をされる方の大半の方は、皆さん山を愛して非常に大事にしておられる方であると思うのですが、中には心ない方がいて、その方が汚されたものが問題になるわけですね。その汚されたものに対して、なぜそれを全体として国民で負担をするような仕組みをつくらなければいけないのかというのが、まず第1点の疑問です。

説明者（環境省） 必ずしも心ない方の行為によって壊れるわけではなくて、人間だれし

も、やはりトイレに行かなければいけないということで、マナーがいい方も、どこかではトイレをしなければいけないということでありまして、それを処理するには、やはり1カ所、例えば山小屋なら山小屋のところで処理をしていくと。

市川委員 いや、でも、もともと山小屋には、もう既にトイレはあるわけですよ。あるトイレを、要はリニューアルというか、もっときれいなものにすることが前提になっているわけですよ。

説明者（環境省） トイレといいましても、全然処理がされないで、垂れ流しの状況のものが大変多いわけです。これは、どういうことかといいますと、大変お金がかかるというのでもあるのですけれども、昔は余り技術的にも、そういう、非常に高標高地で、気温が低くて電気もなくて、土壌も全然発達していない。なおかつ冬場は、もう雪で埋もれてしまう、そういう中で、処理する方式というのが、最近ようやくいろいろな技術開発もされるようになってきたのですけれども、そういうことで、昔でいうと、まさにこういう垂れ流しの状態になるような、トイレといっても、形が困ってあるだけで処理がされてなかったわけです。今やっていますのは、それをきちっと処理をして、垂れ流しにならない状況のトイレを整備をしていこうと、そういう部分に対する補助事業でございまして、そういう意味では、マナーよく利用していただく方も、どこかではトイレを使わざるを得ないわけですので、それが、たまたま山でいえば山小屋というところが一番皆さんが集まってくる場所ですので、そこをとらまえてやりたい。

熊谷委員（コーディネーター） そこが大事なところだと思うのですけれども、もともとの、そういう処理の仕方でも足りるぐらいの人だったから、それでよかったものと、数がふえてきて、その処理では間に合わなくなったというのは違いますよね。技術的に、こういうことが可能になったからやるということと、それが必要不可欠なものかというのは別ですよ。その話を、ちょっと整理してお話しただかないと、根本的な原因が、山小屋のこのトイレの方式にあるのか、それは昔は、本当にごくわずかだったから、それで自然の循環の中で処理されていたのだけれど、最近は人がふえたから、それでは間に合わなくなったということなのか。そこを少し丁寧に説明いただけますか。それによって、全く意味が違いますよ。

説明者（環境省） 登山者の数でいえば、もちろん戦前とかに比べれば明らかに物すごくふえていまして、そのふえた分について、ある意味でいうと垂れ流し状態で環境破壊がずっと続いている状態が長いこと続いていたということでもあります。

市川委員 長いことってどれくらいですか。

説明者（環境省） それこそ何十年来という話になってしまいます。まさに、こういう状況が普通に起こっていたわけですね。これを解消しなければいけないと。

熊谷委員（コーディネーター） そういう状態が普通に起こっていたのは、いつからですか。

説明者（環境省） もう、戦後ずっとと考えていただいてもいいと思います。

市川委員 では、利用者全員が山小屋を利用されて、そこで用を足されるという前提で考えたときにも、山小屋は中小零細な方がいるので整備できない。ならば、なぜ利用者にもっと料金を付加しないのですか。山小屋が十分に、そういったものを整備できるような料金体系にしていれば、それでいいはずだし、そこでもし、そんな金を払ってまで山に行きたくないという方であれば、別にそこまでして山に行っていていただく必要はないのではないですか。

説明者（環境省） 料金については、それぞれの山小屋の経営者がみずから設定をしておりますので、国として、こういう値段ですよということを言っているわけではもちろんないですね。

市川委員 その結果として、国が補助金を入れてトイレを整備しなければならないような状況になっているわけですね。であるならば、むしろ、そこは、環境省としてのアドバイスとしては、利用者に対して、数もふえているのだし、もっと料金を、例えば有料トイレとさっき言うておられましたけれども、有料化することによって、その分を賄えるような体制をつくられたらどうですかというようなことを、特に国立公園において国が管理、環境省が管理されているわけですから、そういう管理の仕方をされるのが本筋ではありませんか。

説明者（環境省） 民間の経営者が9割くらいやっているということで、そういう、例えばトイレの改修に投資をしようと思うかどうかというインセンティブが全く働いていないわけですね。

市川委員 であるならば、町中のホテルで、し尿処理は適当にやろうと、そこにコストをかけずにやろう、これは罰せられますよね。それは、ちゃんとし尿処理ができるようなコストを取ってホテルは経営しているわけですね。今のおっしゃる、山の景観が大事であるということは何回も繰り返し申しますし、そこはぜひとも全力を挙げて日本が守っていかなければならない部分だと思いますが、ただ、今のご説明であるとするならば、何で都市部においては、し尿処理というのは宿泊施設、その他がきちっと整備しなければいけない仕掛けに

なっていて、山だけは、その山小屋が、それをしなくてもいい仕組みになっているかという説明にはなっていないと思うのですけれども。

説明者（環境省） 都市部の営業しているホテルであれば、自前の囲い込んだお客だけ相手にしているわけですが、山小屋の場合は、一般通過の登山客も含め、営業的にお金を計算できる人だけではない、いろいろな緊急時の対応も含めて、大変ある意味公共的な役割も担っております。例えばの話なのですけれども、そういう山小屋が、どうしてもできないということになって、ただし登山者、これは来てしまうと、どうしてもそこで用を足さなければいけない。富士山の例でもご紹介しましたけれども、どうしてもできないとなると、では公的に整備をするのかという議論が生じてしまう。

市川委員 では、もう1点聞きます。

では、山小屋が通過をされる方で、トイレを使われる方、それから宿泊される方に対して、より適切な料金を、施設整備ができるような適切な料金を取ったときに、それが登山者の方にとって大きな不利益になると思われませんか。

説明者（環境省） やはり、高い利用料であれば、そこを使わずに野に出てやってしまう人がふえるという恐れは大変あると思います。そういう意味で、ある程度、このぐらいならという一般的な、トイレを使うに当たって、この程度だろうというのが、皆さん考えていらっしゃるかどうかというふうに考えております。

市川委員 そうなると、もうモラルの問題になってしまうので、むしろ、それは国が半分お金を出してトイレを整備したとしても、それが有料化しているのであれば、そこにお金を払いたくないと思う人は、むしろそうではないところにしてしまった方が、コストが安いわけですね。そのモラルの話をしてしまえば、もう、何をやってもむだだという話になってしまうと思うのですけれどもね。

説明者（環境省） 我々の補助金で、特に民間の人にやらしてもらわなければいけないと思っていますのは、やはり、大変条件が不利な場所であって、普通につくるよりも大変コストがかかる。都市部でつくるのに比べれば、圧倒的に高いわけですね。そういう意味で、なかなかやりにくいという前提があると。そういう部分について、ある程度支えた方がいいだろうということが一つあるわけです。

高岡委員 今の市川委員の話とも関連するのですけれども、ちょっと状況がわからないのですけれども、山小屋というのは、独占立地なのですか。つまり、競争相手がいない。だから、お金をかけて、みずから全額負担してトイレを整備するインセンティブが働かない状況

にあると、そういうことなのでしょう。

説明者（環境省） 場所によっても、もちろん違っております。富士山なんかでいえば、8合目であれば何件も山小屋があるという状況もありますが、そうでない普通の北アルプスなどに行けば、1件1件、ぼつんぼつんと点在しているというのが、普通の山の状況でいえば、そういう感じです。

高岡委員 そうであるとすれば、やはり余り自分たちで、競争相手に負けるとか、そういうこともありませんし、お金をかけて整備するモチベーションって上がらないと思うのですね。そういうときに、政策としては、補助をして整備していただくというのもあるかもしれませんが、そういうふうに独占的な立地にある山小屋が整備をしないことによって山が汚れるのであれば、むしろ、何か法的に網をかけるとか、もう少し整備をしていただくような形にしていただくというので十分賄える。そこへの登山客というのは、そこが整備したお金をちょっと、多少、100円か200円かトイレ利用料に転嫁しても、そこしか利用できないわけですよ、競争相手がいないということは。なので、それで十分間に合えて、税金を投入する必要はないのかもしれないなということも一度ご検討いただいたらいいのかなと思います。

それともう1点、内容のところなのですが、富山県、例えば富山県を間接的に通して補助しているBとCが資料19ページに費目が載っていますよね。これ2つ比べると、Bの雷鳥荘が2カ所、Cの個人事業者のところも2カ所やっているわけですが、これ、材料費と労務費のバランスがすごく、この2カ所違いますよね。雷鳥荘は、材料費が1,300万円で、労務費が1,400万円。個人事業者の方は、材料費が2,100万円で、労務費はたった200万円という形で、この人件費と材料費のバランスがこんなに崩れるものなのかどうなのかというのを。多分、富山県さんを通してしか管理していないと思うのですが、どうやって把握されていますでしょうか。

説明者（環境省） 最初の話ですが、有料化、実際、利用する方には利用料金を取っていて、これは大概100円とか200円とかというケースがほとんどだと思います。高いところだと、もうちょっと高いを取っているところもあると思いますけれども。そういう意味で、それをどのぐらいまで負担していただけるのかというのは、また個別の検討ができる話かもしれません。

今の費目の話でございますが、ちょっと、我々の若干整理の悪いところもありまして、混乱する印象を与えてしまっているところがあって申しわけないのですが、かなり大き

な部分が資材の空輸費、要するにヘリを使うお金がかなり高い割合でこの中に含まれているのですけれども、空輸費を、ちょっとこれ、我々の整理が悪くて材料費に入れているケースと労務費に入れているケースで若干整理が悪い部分がありました。申しわけないのですけれども、例えば、雷鳥荘の方でいいますと、空輸費のうち、本当にヘリを運ぶ分と向こうで作業をする分を労務と材料で分けて計上してしまっていたということで、労務費が大変大きくなってしまっているのですけれども、片方の個人事業者の方は、空輸費は全部材料費の方に入れているというところでちょっと差が出てしまっていました。これは、我々の整理がちょっと悪かったという部分でございます。

高岡委員 では、内容については、ヘリコプターの運転の方のものを労務費に入れている雷鳥荘と、そうでないということは、きちんと環境省さんの方でも把握されているということによろしいですか。

新美委員 汚水処理のレベルを高めたというのはよくわかるのですけれども、増大する登山客について、どこまできちんと収容して利用させているのか、焼け石に水ではないのかという気もしないわけではないのですが、利用できる人数として何人ぐらいふやしているのか。やはり並んでいる状況は一緒ではないのかという気がするのですが、その辺はいかがでしょうか。

説明者（環境省） 山小屋全体の、そういう収容力と申しましょうか、それについては、それほど大幅に伸びているわけではございません。例えば富士山でいいますと、ここ毎年利用者数が大変ふえているのですけれども、結局一時期に集中して、山小屋に泊まる人でいえば、大変ぎゅうぎゅう詰めで泊まってしまっているということが生じております。ただ、処理ということであれば、ある程度、その辺も見越した形での処理できるような整備にはなっていると思いますので、こういう整備後について特に問題が生じている事例はないということだと思っています。

新美委員 そうすると、改善されたトイレを利用しないで排泄をするという例はないのですか。

説明者（環境省） はい。それは、例えば泊まっている人、通過する人含めて、トイレがあるところでは、もうトイレを使うというのが普通の、マナーがそんなに悪い人は、今はいなくなっていると思います。

新美委員 そうすると、十分100%、ここで賄っていると、人がふえた分については、ちゃんと対応し切れているという評価ですか。

説明者（環境省） 整備がきちっとされているところでいえば、そういう施設で処理はちゃんとやれるようになっているということです。

稲垣委員 私もずっと山に登っているものですから、先生方の意見を聞いていると大変耳も痛いところがあるのですけれども、山小屋というのは、山に登る方々の安心・安全の確保のために、どうしても必要な施設で、営業というより、そういうためにやっていただいている方も多くいらっしゃいますし、私も40年、50年近く前から登っていると、あの山、一番上流域にある山が、あれだけひどくし尿が出てしまっているというのは昔から憂慮していて、この地区へ行くとだんだんよくなってきているというのは事実なのですけれども、そうだからといって、国費を2分の1入れることがいいかどうかということは少し検討してもらいたいと思いますし、公共性ということも、もう少し本当は皆さんにわかるようにきちっと整理して、国費として入れなければいけない理由というものを明らかにしていただけるといいのではないかなというふうに思っています。

関委員 私自身は山には登らないのですけれども、こういう制度の必要性というのはよく理解できるのですね。ただ、例えば、調査をした300件の中で200件が必要性ありと。ここの絞り込みのプロセス。それから200件の中から、今100件終わっていて、残りが100件だと。その着手の優先順位のつけ方、つけるプロセスはどうなっているのかが気になります。要は選定における公平性だとか透明性というのをきちんと確保しないと、なかなか関係者の納得感が得られないと思うのですね。この点は、改善する余地というのではないのでしょうか。

説明者（環境省） 我々としても、100件終わりました、これから100件、どういうふうに進めていくかというのでは、再度どういうところにどういう必要性が高いかということについては、再度調べてみたいと思っています。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたが、相手が民間の、しかも余り大きくない企業体なものですから、手を挙げてくれるかどうかというところに関しては、やはりこちらから押しつけではなくて、手を挙げてもらうのを若干待つ姿勢になってしまう部分がどうしても出てしまうというところはあるかと思っております。

関委員 例えばA、Bとあって、Aが選ばれてBが選ばれなかったというときに、きちんと理由を説明できる、Bに対して説明責任を果たすということも重要だと思うのです。そういう観点も、ぜひお願いしたいなと思います。

それからもう一つは、その補助の割合というのは一律で半分ということになっていますよね。これも、ケースによっては、一律ではなくて、例えば少し減じるとか、4分の1にするとか、バリエーションを設けるという考え方もあるかと思うのですが、そこはいかがでしょ

うか。

説明者（環境省） 最大2分の1という形になっておりまして、年によっては、もちろん調整を若干して、2分の1未満の補助になっている事業体も出ているのが現状でございます。そういう意味で、最大2分の1という前提になっております。事業費が、それぞれ違うものですから小屋の規模によって補助額も変わってきております。そういう中で調整をするという、最大の予算額が決まっている中で割り振りをうまく考えていくという形で実際は運用しております。

赤井委員 ちょっと整理したいのですけれども、まず、公園というのは公共性があるので、国が何らかの形で見ないといけないと。その根拠は二つあって、その公園の利用をふやしてもらうための、地域振興とか観光という根拠と、環境省はメインに環境保全ということなので、多分環境を維持していくという根拠。利用者がふえる、公共性があるものなので利用者がふえても環境を維持していくというのが目的になると思うのですけれども、特にここ、補助されているのは条件不利地域ということなので、一般の人が行くというよりか、あえてもう、慣れてきた人たちがもっと奥に行きたいという思いを持って行くところということなので、そういう意味では、いわゆる公園なので、だれでも使えるような状況に無料でしなければならないというような場所よりかは、条件不利地域で本当に行きたい人が行っているというようなイメージしか、ちょっと一般では持てないという気がするのですね。それが前提となったときに、環境保全するのに、そういう人が多いのであれば、やはりそういう人に負担をしてもらうというのが原則で、環境省としては、環境保全で、そこをきちっと公園を守るというのは重要なのですけれども、負担としては、来る人から取ると。なかなか来る人から取ってくださいといっても、民間事業者ですから、自由度が当然あると思うのですけれども、そういうときにどうするかといったら、やはり規制を入れて、環境省としては環境保全という意味で、そういう施設をつくるのであれば、民間の人がつくるのは自由ですけれども、つくるのであれば、ある程度の処理は当然してもらい、そういう規制をした上で、本当にそこが公共的役割を担っていれば、その部分に関して何らかの別の形でやると。それは環境省がやる必要はなくて、また別のところがやる必要があるかもしれないのですけれども、そういうようなイメージを持つのですけれども、その規制をして民間事業者にやってもらう、それ、事実上、民間事業者がやりたいとなれば、もうあと利用料に負担されると思うのですけれども、いかがでしょうか。

説明者（環境省） もちろん規制がかかっております。公園内で、山小屋を建てること自

体について、国立公園でいえば環境省の認可をとらないとできないという意味で、もちろん規制はかかっているのですけれども、例えば既にある山小屋についてトイレが整備されていない状況があると。我々としては、これを何とか改修してほしいわけですが、先立つものがなければなかなか改修してもらえないというのが現状なわけです。そうすると、こういう補助金を用意したことで、各地で、そういうトイレの改修というのは進んできているということでありまして、そういう意味では、民間ではあるので、なかなかその経営的なところに口を挟むのは若干難しいところもあるのですけれども、我々としては、公的に位置づけられる部分について補助を、ぜひしたいと。

赤井委員 公的に関与するべきだというのはわかるのですけれども、その一つとして補助金を与えて促すのか、規制をして、当然、その規制をするからには、なかなかそれに乗ってこれない部分もあると思うのですけれども、そこはある程度アイデアを出して、例えばお金のなところを何らかの形で出して、当然利用する人がいるから問題が起きているわけなので、そこで利用料で回収するというようなファイナンスの仕組みと重ねて、規制する。いきなり山小屋廃止になるというようなケースがあっても困りますから、そこは規制を段階的に、1年後、2年後に入れるので、それに合わせて、例えばお金がない場合はファイナンスの仕組みをつくって、借り入れて利用料で返していくみたいな計画も立てながら、そういうのを進めていくという方法はないのでしょうか。

説明者（環境省） 先ほどのご質問にもあったと思うのですけれども、大変零細な事業者が、ぼつんぼつんとか、小屋というのは実際営業していないのが実態であります。そうすると、そこがなくなってしまうと、結局垂れ流しを、どこでも同じになってしまひまして。

赤井委員 だから、ファイナンスをうまくやれば継続できる。

説明者（環境省） 平場で普通に営業するホテルと同じような条件で山小屋の経営というのはちょっと考えられないのではないかなと思っています。

市川委員 すりかえておられるのではないかと思うのですよ。山小屋が零細であるということと、山に登る方が公共性を維持する上でコストを負担するということは違うのだと思うのですよ。今、赤井先生がおっしゃったように、山小屋が零細であったとしても、山に登られる方たちは、やはり登っていく以上、それなりのコストを負担しなければいけないのだと思うのですね。そこを求めていかなければいけないし、その方たちが実際に山に登る以上、きちっと全体として山の景観が保たれるような、自分たちが入ることによって山の景観が保たれるようなコスト負担というのを広くしていくような仕組みをつくらないと、持続可能性

がなくなりますよね。ということは、モラルが低い人がふえればふえるほど国の負担がふえていくというおかしな形にもなって、モラルハザードになってしまうのではないですか。そう思われませんか。

説明者（環境省） 例えば利用というよりも入山料みたいな形で最初からとってしまうケースというのは、もちろん考えられるのかもしれませんが、残念ながら日本の自然公園の制度からすれば、これは土地所有者にかかわりなく地域を指定して運用していくという形になっておまして。

市川委員 いや、だから山小屋できちっと料金を取っていただければいいですかというので。これ、要は公益事業に、もし公共性のある公益事業に近いとすれば、これ、例えば、大きな会社、小さな会社、違いもちろんあるという前提に立ってですけれども、例えば電気事業法という法律によって電力事業者に対しては料金体系というのを規制しているわけですよ。ですから、規制ができないわけではないと思うのですよ。それは、やはり適切なコスト負担を、その山小屋にではなくて、入山者にさせていただくことによって維持可能な仕組みをつくっていかねばいけないということではないのでしょうか。

説明者（環境省） そういう、例えばトイレを使う方にどういう形で負担をしていただくといいのかというのは、ご指摘のとおり、我々としても検討しなければいけない、深めなければいけない、手法としてもいろいろ考えるものだと思いますので、そこは我々としても検討を深めていきたいと思っております。現状でいいますと、ある程度登山者が、それなりに、この程度は負担してしようがないなと思うくらいのトイレの利用料を実際には負担してもらっているというのが現状かなと思います。

市川委員 最後に1点だけにしますけれども、そもそも、もう、バランスをとるのが難しい状況になっているのではないですかね。つまり、極端な話、入山者がある程度規制しなければ景観を守れないような状況にまで、もう来ているのではないですか。むしろ、そこを抜本的に見直していかないと、幾らここで補助金を入れて山小屋のトイレの改修をやったとしても、実際に全体として、これトイレの問題だけではないですから、山の景観を守ることが、もう既に今の現時点において、かなり厳しい状況になっているのではないのかというように思うのですけれども。

説明者（環境省） 法律上の制度ということだけで申しますと、利用調整地区という制度が実はございます。これは、日本全国でいいますと、大台ヶ原という関西にあるところが1カ所だけ実は指定をされているのですけれども、組織的にはある程度、そういうことを導

入していくことは、もちろん我々としても検討を進めているのですけれども、なかなか立ち入りそのものを制限するという点については、いろいろな関係者の、もちろん合意をとらないといけないことも含めまして、かなり課題が多いというのが現状だと思っております。そういう意味で、もちろんふえ過ぎれば、それだけで、トイレだけでないいろいろな破壊を引き起こす恐れがあるということについての対処も、我々はもちろん片方で考えていかなければいけないと思っておりますけれども、今登っている登山者についても、例えばトイレそのものにきちっと対応できるような、処理ができる施設というのが片方でやはり求められているものだというふうにも考えております。そういう意味で、両面、我々としてははらみながら検討を進めていく必要があるのかなと。

赤井委員 今のところ、まさにそうなのですけれども、やはり、ここ、利用料を余り高くすると、登山者に悪いからというか、今の日本の状況からしてとれないから仕方なく最終的に補助を出すみたいになっているような気がして、やはり利用者が、普通の山だったらいいのですけれども、こういう条件不利地域に入って行って、利用者というのは自分が楽しめるとともに、山がだめになるというか、外部性が発生しているわけですから、やはりそういうところはある程度負担させることによって今後の利用者がふえていくときにも対応できるし、利用者のモラルも変わってくるということもありますし。もう一つは、零細企業だからだめだというのも、多分利用料にかかわっていて、ちゃんと利用者から利用料が取れるとなれば、零細企業でも、やはり金融も発達していますから、その人に負担能力がなくても、例えば金融システムを使ってお金を借りてとか、リスクを全部金融機関が受けて利用料で回収するとか、そういうような仕組みもつくれますから、だから、そのところは利用料ともすごくかかわっているなというふうに思います。

新美委員 利用料のことで伺いますけれども、適正な利用料だとおっしゃっていましたが、山小屋本体の利用料とのバランスは考えていらっしゃるのですか。普通の本体ですと、町中のホテルなんかと比べると数倍の料金を取っているわけですよね。占める面積とかサービスの質とか何とかでいくと。それと比べて、トイレの利用料は適切だというふうにお考えなのでしょうか。

説明者（環境省） トイレの利用だけというのを見たときに、どの程度出すのが、実際の利用者にとってどれくらいの負担感かという観点から見れば、今の大概の山小屋が100円、200円というのが普通だと思うのですけれども、その程度であれば登山者は割と抵抗なく払っているというのが現状だと思います。

熊谷委員（コーディネーター） そろそろシートのご提出を、まだの方はお願いします。

多分、これ、良好な自然や景観を守っていく、これは国民共有の財産だということを否定する方は多分だれもいらっしやらないと思うのですね。ただ、この場合、原因者というか、行為者は特定されるわけですよ。個人を特定できるかどうかは別にして、山に入る方なので、そこを、その原因者、行為者がはっきりしているにもかかわらず、これぐらいの補助金で良好な自然や景観が守られるからよしとするのか、いやいや、そこはやはり、原因者、行為者たる入山者の方に一定のご負担をいただくルールづくりも含めてやっていただくのが適切ではないかというところが、多分ここは意見が分かれるところだと思うのですよ。分かれるところだと思うけれども、やはりここは、根本的に議論しなくてはいけないところだと思うのですよね。なかなか特定が難しいとか、料金の徴収の仕方が難しいとか、業者は零細だとか、できない理由を挙げたらたくさん出てくるのですけれども、ではそれでいいのかどうかというのは別問題ですよ。そこをまずお答えいただかないと、多分、この議論はずっと平行線のままなのです。だれが、どういう形で負担すべきなのかについて、本来は。それを、いろいろやり方を考えて間引いていったときに、これしか残っていなかった手段だという話と、これが望ましいというものとは、またこれも意味が違うと思うのですよ。先ほど来のご説明をお聞きしていると、そこが全部一緒くたになっているような気がするのですよね。そこは一体、環境省の中でどういう整理がなされているのかと。だれが負担すべきなのかと。今、これトイレの話ですけれども、山ごみについても同じことですよね。一体、このごみの撤去はだれがどの費用で、どういうふうにしてやるのかと。ボランティアでやっておられる方もたくさんいらっしやいますよね。いろいろな運動も広がっています。でも、実際に山ごみの問題で大変な問題になっているところもあります、富士山を始めとして。では、あれをだれがどういうふう負担をして、どういうふう整理していくのかというのは、これはまた別の問題だと思うのですよ。それとこの問題は、多分シンクロするのですよ。一体だれが負担すべきなのか。一体だれが原因者であり行為者なのか。どういうスキームがいいのかというのは、とても今の状態がいいとは思えないのですよ。そこをどういうふう整理をして、どういうふうな政策判断をしていられるのか、これから検討しますはわかりましたけれども、今までどういう検討をしてきたのか、教えてください。

説明者（環境省） 利用者負担ということでいえば、昭和50年代くらいから、ずっといろいろな議論を重ねてきています。これは、日本の自然公園が、アメリカなんかとはちょっと制度が違っているのが根本にあるものですから、先ほど言いましたように、土地の所有、例

えば公園管理当局が土地を全部持っているわけでないという前提で、なかなか入園料的な取り方というのは、まず難しいというのが根底にあると思います。個別の施設ごとに、ではどう考えていくかということで、実は検討がずっと進められてきている経緯がございます。

熊谷委員（コーディネーター） となると、この300件のうち、どこがどういうものかというのをお示しいただかないと。

説明者（環境省） 山小屋に関していえば、例えば、これ、建てるだけではなくて、例えばちゃんとした浄化槽を整備したとしても、それで出てくるものを下におろさないといけないという、やはり通常毎年メンテナンスにお金もかかります。それと別に、初期投資として施設そのものをつくるという部分のお金と、イニシャルコストと、両方かかっているわけでありまして、今回我々が着目をしているのは、そのイニシャルコスト部分についていえば、やはり条件が大変不利な中で、通常の都市部でやるのに比べれば過剰な投資をする必要性があると。

市川委員 すみません、その条件が不利、条件が不利とおっしゃるのですけれども、だれにとって条件が不利なのですか。それによって大分違いますよね。だれにとって条件が不利なのか、それを定義してください。

説明者（環境省） 通常考えているトイレに比べると、相当整備費が、もう過大にかかってしまうと。

市川委員 いや、だから、それがだれにとって不利なのですか。

説明者（環境省） それは、もちろんそれをつくろうとする、この場合ですと山小屋の経営者の方です。

熊谷委員（コーディネーター） さっきの話の繰り返しは要らないのですよ。さっきの話を踏まえて、私はお聞きをしているので、さっきの話の繰り返しは要らないのですよ。さっきの話を繰り返されるのだったら、そういう、さっき私が、今、指摘をしたようなことは全く検討してこなかったということに僕は理解をしますからね。難しい理由を説明するのはいいのですよ、それはそれで。でも、今、ここで、例えば、見直しの余地の中で、「百名山ブームなどにより登山者の増加に伴う屋外排泄物や廃棄物の増加などの環境負荷が増大し」と書いてあるわけですよ。では、一体ここは何だと。定量的に、ではどのくらいがふえて、どのくらいが必要なのかと。ここをだれが負担すべきなのかを、では分析して、どういうふうなスキームをつくるのですかということ、今ここでおっしゃってくださいよ。定量的にデータを示して、この中身を、具体的に。さっきから、普通のところの業者と比べたら困難地

だから大変だから、そういう話ばかりではないですか。それはわかった上で、どういう負担のあり方がいいのかとか、だれがどういう形で負担をするのかとか、業者さんにどういう役割を担っていただくことが必要なのかとかいう話をしているわけではないですか。だから平行線だと言っているのですよ。

説明者（環境省） 今まで200件中100件をやってきて、残り100件あるという話の中で、それぞれどれくらい本当に必要性が高いところがあるのかということについては、確かに我々ももう少しきちっとした把握をこれからする必要性があるとは思っております。そういう意味で、場所によって、確かに登山者が大変ふえて緊急性が高いところと、そうでないところというのは我々としても仕分けをしていく必要性があるのかなということだとは思っております。

熊谷委員（コーディネーター） ちなみに、この300件のうち、国立公園は純粋にどれくらいですか。

説明者（環境省） すみません、ちょっと直ちに、今手元に数字がないのですけれども、半分以上は、多分国立公園内であると思います。

熊谷委員（コーディネーター） 後で、何かの形でお示しいただいた方がいいかなと。違うところのレビューで、半分ぐらいと言ったら、実はほとんどなかったというのが前にありましたので、半分ぐらいは本当に半分ぐらいなのかどうかを含めて、また教えていただければと思います。

この山岳環境浄化・安全対策緊急事業費補助についてですが、一部改善とされた方が3名、抜本的改善とされた方が1名、廃止とされた方が4名でいらっしゃいました。この結果を踏まえて、最終的な取りまとめを官房長にいただきます。

南川官房長 随分分かれてしまって苦しいのですが、結果的には抜本的改善としてゼロから見直すということにしていきたいと思います。それで、コメントの主なものですが、やはり、この公共性ということについては、皆さんご理解を……。

市川委員 ちょっと、今、おかしくありませんか。今の数からいけば、事業、廃止の方が多いはずですよ。それを抜本的な改善とされるのは、それはおかしくありませんか。

南川官房長 ちょっといいですか。私は市川さんに反論する気はないのですが、皆さんいろいろ条件をつけられていますので、それを勘案したのでございますが、それもおかしいですか。

市川委員 おかしいと思いますね。ゼロベースで事業全体を見直しという意見が事業廃止

のうちのほとんどだと思っております。それに対して、官房長のご判断で、いや、それは抜本的な見直しだとされるのは、おかしいですよ。それだと、事業執行行政事業レビューやる意味がないではないですか。

南川官房長 私自身も、いずれにしても、公共性については皆さん議論されていますので、一たん廃止ということについて、それが不適切だということはないと思います。ただし、全体としての皆さんのコメントでございますけれども、要は利用者負担ということを、もう一度徹底的に見直すべきだということが非常に多くございます。それから、その補助制度の意義は認める中で、公費である以上は選定対象の公平性が必要だということ。それから、国が負担するのは国立公園のみでいいではないかと、そういう指摘もあるところでございます。市川先生おっしゃいますから、一たん廃止とします。その上で、先生方のコメントを踏まえて、必要な点検をこれからやっていただこうと思います。

以上です。

熊谷委員（コーディネーター） 今ちょっと市川さんから指摘のあった部分についてですが、外部の評価者の皆さんとの打ち合わせの中でも、廃止というのはどういう意味かということについての議論もあったわけですが、基本的に、この事業の立てつけを残した中で、例えば予算の縮減とかをする部分については一部改善ではないか。この事業の立てつけもあるけれども、この中で、この事業の中で抜本的に見直すということであれば抜本の見直しではないか。あるいは、一旦この事業を廃止をして、ほかのさまざまな制度ややり方というのを全部含めた中で見直すというのは、当然それは事業そのものをなくすところからスタートするから廃止という結論になるのではないか。あるいは、そもそもこんなことをやる必要もないということも、当然これは廃止であるというようなところで、一つの判断の基準といたしますか、見方というものを共有させていただいております。その中で廃止が、今の集計ですと4名、半数いらっしゃったという中で、市川さんのご指摘があったというふうに思っております。そのあたりは、レビューですので、取りまとめは官房長ですから、取りまとめをいただくわけですが、この評価について、やはりそういった難しい判断の中で厳しいご指摘をいただいているということをご十分含んでいただかないと、なぜここで廃止という選択をしているのかということについても、なかなか理解いただけないところがあると思うので、そこはしっかり、申しわけありませんが、官房長始め環境省の皆さんには、ぜひご理解をいただきたいと思っております。この事業の中で、やりくりの中で抜本的にやり方を見直したらどうですかということであれば、抜本的な改善を皆さん選択をされるという前提であり

ます。廃止というのは、この事業、その制度一回全部ばらして、一からやり直すということが廃止の選択の中には含まれておりますので、そのところは、もう一度ここで確認をさせていただいて、一番最初の事業でも似たような取りまとめのところがあったわけですが、評価者としては、そういうところに着目をして、厳しい中で結論づけをしているということは、ぜひお酌み取りをいただきたいと思います。

ということで、この事業について作業を終わらせていただきます。ありがとうございました。

午後 2時14分 休憩